

那賀5町

第5号

平成16年9月発行

合併協議会だより



最初カ峰から西方を眺む【貴志川町・桃山町】



最初カ峰から北方を眺む【打田町】



寺山スカイスポーツ基地から東方を眺む【粉河町・那賀町】

目次

- 第5回合併協議会審議状況 …… 2P・3P
- 「新市の名称募集」の集計結果 …… 6P
- 第4回新市の事務所の位置等
検討小委員会審議内容 …… 4P
- 応募件数順一覧 …… 7P
- 第4回新市の議会議員の定数及び任期
検討小委員会審議内容 …… 5P
- 新市の名称決定までの流れ …… 7P
- 第5回新市建設計画策定
検討小委員会審議内容 …… 5P
- 5町のこんなところ・あんなところ …… 8P
- 合併協議会・小委員会開催のお知らせ …… 8P



第5回 合併協議会の審議状況

7月29日、打田町保健福祉センターで第5回那賀5町合併協議会を開催しました。

報告事項

各小委員会の協議状況について委員長報告がされました。

● 報告第19号

第4回新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について

● 報告第20号

第4回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会での協議状況について

● 報告第21号

第5回新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について

(報告第19号から第21号までは4・5ページに詳しい内容を記載しています。)

協議事項

次の議案が提出され、協議第15号の1、第17号の1については決定、確認し、協議第18号から第21号までは第6回協議会で、協議することになりました。

確認



● 協議第15号の1

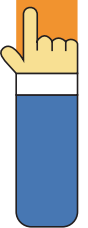
補助金・交付金等の取扱いについて補助金・交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮して合併時までに調整する。なお、調整に時間を要するものは新市において検討する。

① 同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。

② 各町独自の補助金については、従来の実績を考慮し均衡を保つように調整する。

③ 他の補助金に整理統合ができる補助金については、統合する。

確認



● 協議第17号の1

- 慣行の取扱いについて
- 市章については、新市において新たに定めるものとする。
 - 市民憲章・各種宣言については、新市において検討する。
 - 市の木・花等については、新市において検討する。
 - 名誉市民に関すること及び表彰制度については、新市において検討する。

提案

● 協議第18号

国民健康保険事業の取扱いについて

- 国民健康保険税については、次のとおりとする。

① 税率については、合併する日の属する年度は不均一賦課とし、その翌年度から統一する

② 課税限度額、軽減制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

③ 納期については、那賀町の例による。

④ 集合徴収については、新市において実施しない。

(2) 国民健康保険事業については、次のとおりとする。

【国民健康保険税の納期】 調整方針(案)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合併翌年度	新市			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~粗	1~31
	打田町			1~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~粗	1~31
	粉河町			16~30	16~31	16~31	16~30	16~31	16~30	16~25	16~31	16~粗	16~31
合併年度	那賀町			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~粗	1~31
	桃山町			15~30	16~31	16~31	16~30	16~31	16~30	16~25	16~31	16~粗	16~31
	貴志川町			1~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~粗	1~31

- ① 出産育児一時金、葬祭費については現行のとおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金貸付制度については、新市において検討する。
- ② 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。
- ③ 診療所については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- ④ 人間ドック・脳ドックは新市において実施する。
- ⑤ 高額療養費貸付制度、人間ドック以外の検診事業及び健康優良家庭表彰については、合併時に廃止する。

提 案

協議第19号

介護保険事業の取扱いについて

(1) 介護保険料については、次のとおりとする。

① 介護保険料は、平成17年度までは現行のとおり新市に引き継ぎ不均一賦課とし、新市の介護事業計画に基づき平成18年度から統一する。

② 普通徴収に係る納期は、桃山町及び貴志川町の例とする。

③ 徴収猶予及び減免基準は現行のとおりとする。

(2) 介護事業計画・介護運営委員会及び介護認定審査会については、次のとおりとする。

① 介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一する。

② 介護保険運営協議会は新市において設置する。

③ 介護認定審査会については、審査会を構成する関係町で調整する。

(3) 利用者負担の軽減等については、次のとおりとする。

① 居宅介護サービス費等の額の特例は、新市において粉河町の例を基に調整する。

② 介護保険低所得者利用者負担

③ 対策事業については、新市において国の制度に基づいて調整する。社会福祉法人等による利用者負担の減免措置は、粉河町及び桃山町の例とする。

【介護保険料の納期】 調整方針(案)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合併翌年度	新 市			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	打 田 町			1~30	1~31	1~31	1~31	1~31	1~31	1~25	1~31	1~31	1~31
合併年度	粉 河 町			16~30	16~31	16~31	16~30	16~31	16~30	16~25	16~31	16~31	16~31
	那 賀 町			1~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	桃 山 町			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	貴志川町			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
					15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31

提 案

協議第20号

消防団の取扱いについて

(1) 消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織する。

(2) 消防団員は、すべて新市の消防

団員として引き継ぐ。但し、打田町と貴志川町の役場機動隊は廃止するものとする。

(3) 消防団の行事及び施策については、新市において調整する。

(4) 消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時までに調整する。

(5) 消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(6) 消防団退職報償金については、現行のとおりとする。

提 案

協議第21号

行政区の取扱いについて

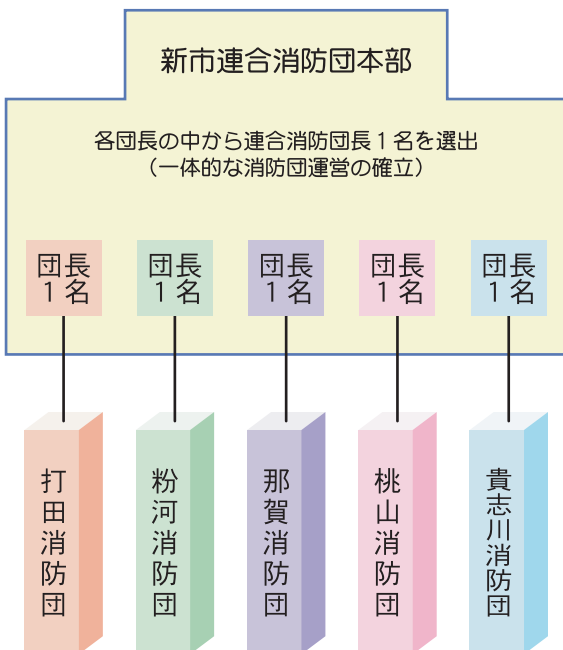
(1) 行政区（自治組織）については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 行政区（自治組織）の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいものについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合併時までに調整に努めるものとする。

(3) 認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(4) 新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については合併時までに調整し、組織及び役員等については新市において随時調整するものとする。

【連合制による新市消防団組織図】 (案)



提 案

● 協議第19号

介護保険事業の取扱いについて

(1) 介護保険料については、次のとおりとする。

① 介護保険料は、平成17年度までは現行のとおり新市に引き継ぎ不均一賦課とし、新市の介護事業計画に基づき平成18年度から統一する。

② 普通徴収に係る納期は、桃山町及び貴志川町の例とする。

③ 徴収猶予及び減免基準は現行のとおりとする。

(2) 介護事業計画・介護運営委員会及び介護認定審査会については、次のとおりとする。

① 介護保険事業計画は、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一する。

② 介護保険運営協議会は新市において設置する。

③ 介護認定審査会については、審査会を構成する関係町で調整する。

(3) 利用者負担の軽減等については、次のとおりとする。

① 居宅介護サービス費等の額の特例は、新市において粉河町の例を基に調整する。

② 介護保険低所得者利用者負担

③ 対策事業については、新市において国の制度に基づいて調整する。社会福祉法人等による利用者負担の減免措置は、粉河町及び桃山町の例とする。

【介護保険料の納期】 調整方針(案)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合併翌年度	新 市			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	打 田 町			1~30	1~31	1~31	1~31	1~31	1~31	1~25	1~31	1~31	1~31
合併年度	粉 河 町			16~30	16~31	16~31	16~30	16~31	16~30	16~25	16~31	16~31	16~31
	那 賀 町			1~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	桃 山 町			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
	貴志川町			15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31	1~31
					15~30	1~31	1~31	1~30	1~31	1~30	1~25	1~31	1~31

提 案

● 協議第20号

消防団の取扱いについて

(1) 消防団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織する。

(2) 消防団員は、すべて新市の消防

団員として引き継ぐ。但し、打田町と貴志川町の役場機動隊は廃止するものとする。

(3) 消防団の行事及び施策については、新市において調整する。

(4) 消防団員の報酬及び費用弁償等については、合併時までに調整する。

(5) 消防団の施設、装備及び資機材については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(6) 消防団退職報償金については、現行のとおりとする。

提 案

● 協議第21号

行政区の取扱いについて

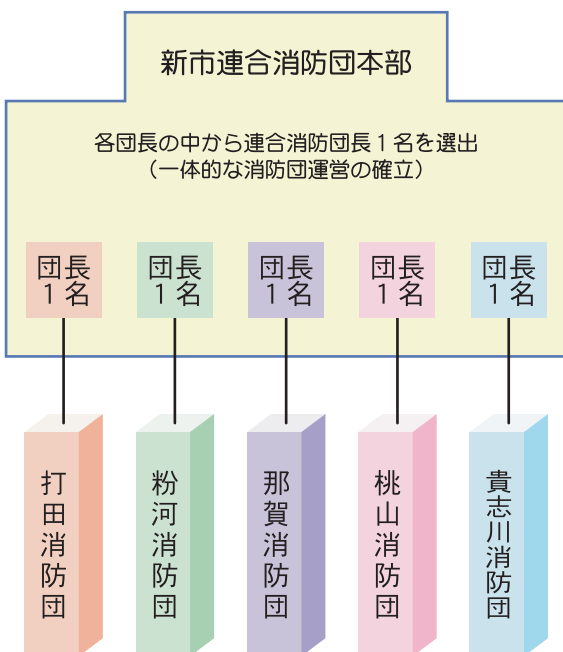
(1) 行政区(自治組織)については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(2) 行政区(自治組織)の名称で同一のもの、あるいは区域の再編が望ましいものについては、地域の実情や地域住民の意向を尊重しながら関係町において合併時までに調整に努めるものとする。

(3) 認可地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(4) 新市における区長等の名称、依頼する業務の内容及び委託料等については合併時までに調整し、組織及び役員等については新市において随時調整するものとする。

【連合制による新市消防団組織図】 (案)





第4回新市の事務所的位置等検討小委員会審議内容

日 時：平成16年7月20日(火) 午後1時30分
 場 所：粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室
 出席委員：16名



おもな協議（決定・確認）事項

新市の名称の募集結果と選定について

6月1日から7月15日まで募集しました新市の名称の募集結果について事務局から報告があり、第1次選定により各委員が5点以内を選定し、7月末までに事務局に提出することを確認しました。

（新市の名称の募集結果はP6、7ページに掲載）

新市の事務所の位置の選定に関するについて



新市の事務所の具体的な機能の配置については、本庁に、議会事務局・総務・企画・税務・住民・衛生・国保・出納室・公営企業局・選挙管理委員会・監査委員会等を置き、本庁以外の旧町役場を支所とし、各支所に（農林・商工・農業委員会）、（土木・都市計画）、（民生・介護・福祉事務所）、（教育委員会）をそれぞれ分散することに決定しました。

また、本庁に機能をできるだけ集中し、事務の効率化を目指す意見もありました。

町名・字名の取扱いに関するについて

町名・字名の取扱いについては、各町でそれぞれ事前に協議して、新市の名称決定後に確認、調整することとし、継続審議となりました。

新市における町名・字名の表記方法

（例1）

新市の名称の後に旧町名を付ける場合
 ○○市△△町××123番地

（例2）

新市の名称の後に旧町名を付けない場合
 ○○市××123番地

⑧ ○○は 新市の名称・△△は 現行の町名
 ××は 現行の大字名



今後の協議について

新庁舎の建設の問題について、各委員が自由に意見交換を行いました。

次回は、具体的に新庁舎建設の可否について協議することを確認しました。



第4回新市の議会議員の定数及び任期検討小委員会審議内容

日 時：平成16年7月13日(火) 午後1時30分
 場 所：粉河ふるさとセンター 2階 視聴覚室
 出席委員：10名



・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

新市の議会議員の定数及び任期の取扱いに関するについて

議員定数及び選挙区を設けるか否かについて協議しましたが、継続審議となりました。



第5回新市建設計画策定検討小委員会審議内容

日 時：平成16年7月16日(金) 午後1時30分
 場 所：打田町保健福祉センター 3階大会議室
 出席委員：10名

・ おもな協議（決定・確認）事項 ・

基本計画の協議について



新市のまちづくり施策・主要事業についての取りまとめ方法、記述内容等についての協議を行い、基本構想の「将来像を実現するための基本的な考え方」を基礎として、まちづくり施策・主要事業を盛り込んでいくことを確認しました。

また、今後の小委員会の協議方法は、今まで議論を重ねてきました基本構想・将来像に沿った施策が記載されているか、施策内容が住民意識調査で出された住民要望と合致しているか、合併による住民不安を解消すべき施策が欠けていないかなど、大きな視点で具体的施策の協議を進めていくことを確認しました。

『新市の名称募集』の集計結果



応募総数 **2,416**件

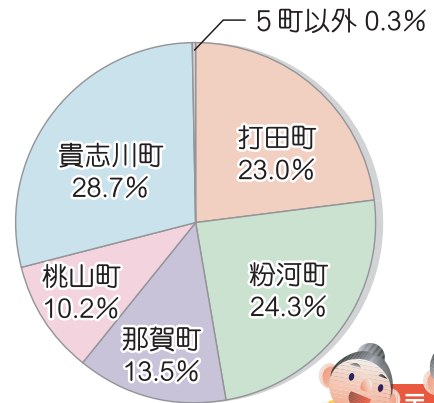
●有効件数 2,379件
●無効件数 37件

応募名称数 **643**名称

たくさんのご応募ありがとうございました。

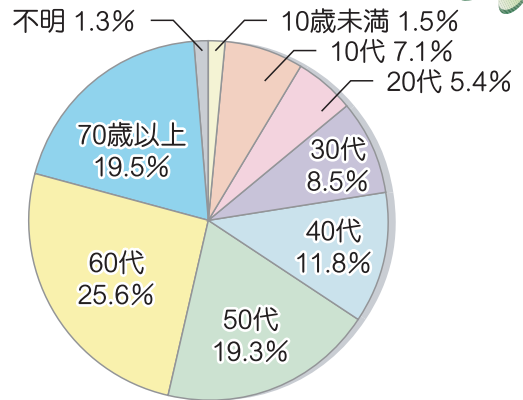
【応募者の居住地による分類】

町名	応募数
打田町	548件
粉河町	577件
那賀町	322件
桃山町	243件
貴志川町	682件
5町以外	7件
合計	2,379件

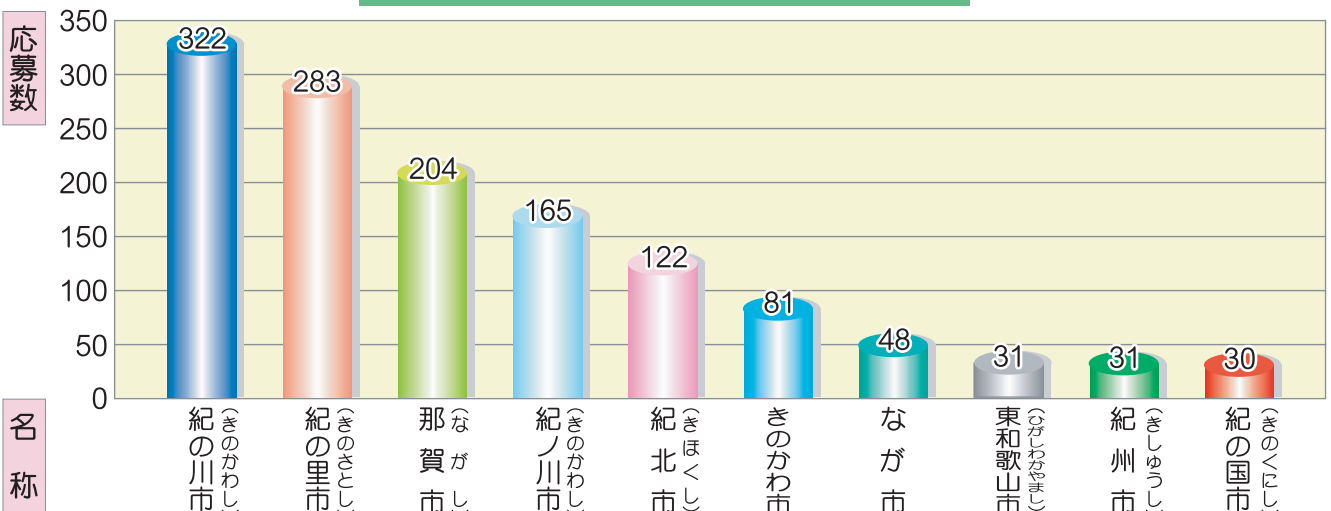


【応募者の年代別による分類】

区分	応募数
10歳未満	36件
10代	170件
20代	129件
30代	202件
40代	280件
50代	458件
60代	609件
70歳以上	464件
不明	31件
合計	2,379件



有効総数における上位10名称の応募状況





応募件数順一覧



No.	新市名 (よみがな)	件数	No.	新市名 (よみがな)	件数	No.	新市名 (よみがな)	件数
1	紀の川市 (きのかわし)	322件	28	青洲市 (せいしゅうし)	8件	55	なかよ市 (なかよし)	4件
2	紀の里市 (きのさとし)	283件	29	那五市 (なごし)	8件	56	未来市 (みらいし)	4件
3	那賀市 (ながし)	204件	30	めつけもん市 (めつけもんし)	8件	57	五輪市 (いつわし)	3件
4	紀ノ川市 (きのかわし)	165件	31	紀伊那賀市 (きいながし)	7件	58	五和市 (いつわし)	3件
5	紀北市 (きほくし)	122件	32	新那賀市 (しんながし)	7件	59	果宝市 (かほうし)	3件
6	きのかわ市 (きのかわし)	81件	33	清流市 (せいらいゅうし)	7件	60	紀伊富士市 (きいふじし)	3件
7	なが市 (ながし)	48件	34	華岡市 (はなおかし)	7件	61	貴志川市 (きしがわし)	3件
8	紀州市 (きしゅうし)	31件	35	打田市 (うちだし)	6件	62	紀桃市 (きとうし)	3件
9	東和歌山市 (ひがしわかやまし)	31件	36	紀伊国分寺市 (きいこくぶんじし)	6件	63	紀乃国市 (きのくにし)	3件
10	紀の国市 (きのくにし)	30件	37	紀乃川市 (きのかわし)	6件	64	紀ノ郷市 (きのさとし)	3件
11	紀州富士市 (きしゅうふじし)	25件	38	きのくに市 (きのくにし)	6件	65	紀宝市 (きほうし)	3件
12	粉河市 (こかわし)	23件	39	紀ノ国市 (きのくにし)	6件	66	紀望市 (きぼうし)	3件
13	きのさと市 (きのさとし)	20件	40	紀北中央市 (きほくちゅうおうし)	6件	67	輝北市 (きほくし)	3件
14	紀泉市 (きせんし)	13件	41	五町市 (ごちょうし)	6件	68	紀北中市 (きほくなかし)	3件
15	紀の郷市 (きのさとし)	13件	42	紀の川中央市 (きのかわちゅうおうし)	5件	69	紀竜市 (きりゅうし)	3件
16	龍門市 (りゅうもんし)	13件	43	きほく市 (きほくし)	5件	70	紀龍市 (きりゅうし)	3件
17	北紀州市 (きたきしゅうし)	12件	44	美紀市 (みきし)	5件	71	粉河寺市 (こかわでらし)	3件
18	紀那市 (きなし)	12件	45	紀伊市 (きいし)	4件	72	新なが市 (しんながし)	3件
19	紀ノ里市 (きのさとし)	11件	46	紀市 (きし)	4件	73	せせらぎ市 (せせらぎし)	3件
20	紀和市 (きわし)	11件	47	紀州紀の川市 (きしゅうきのかわし)	4件	74	那賀五町市 (ながごちょうし)	3件
21	竜門市 (りゅうもんし)	11件	48	紀州那賀市 (きしゅうながし)	4件	75	那紀市 (なきし)	3件
22	五紀市 (いつきし)	10件	49	紀川市 (きせんし)	4件	76	那郷市 (なごうし)	3件
23	紀之川市 (きのかわし)	10件	50	紀の北市 (きのきたし)	4件	77	那伍市 (なごし)	3件
24	フルーツ市 (ふるーつし)	10件	51	紀乃里市 (きのさとし)	4件	78	なごみ市 (なごみし)	3件
25	みどり市 (みどりし)	9件	52	紀流市 (きりゅうし)	4件	79	フルーツ王国市 (ふるーつおうこくし)	3件
26	紀水市 (きすいし)	8件	53	くだもの市 (くだものし)	4件	80	ふるさと市 (ふるさとし)	3件
27	きの川市 (きのかわし)	8件	54	那賀中央市 (ながちゅうおうし)	4件	81	ほたる市 (ほたるし)	3件

(※同一の名称に3件以上の応募があったものを掲載。同件数の場合は50音順で列記しています。)

新市の名称決定までの流れ

①名称募集期間 (6月1日～7月15日)

②第1次選定 (小委員会各委員)

小委員会の各委員は、一般応募作品の中から選定基準に基づき、新市の名称としてふさわしいと考えられる名称候補5点以内を7月末までに選定。

③最終選定 (小委員会)

8月17日開催の小委員会において、各委員が選定した名称候補の中から委員の協議により協議会へ提案する名称候補5点程度を選定する。

④協議会へ報告

最終選定により選定された新市の名称候補5点程度は、選定理由を付して、8月26日開催の第6回協議会へ報告。

⑤新市名称を決定 (9月30日予定)

第7回協議会で協議し、新市名称を決定

5町のこんなところ・あんなところ

(桃山町)



桃の花のかわりと風景を楽しみながら...



桃山まつり(桃源郷マラソン)

四季の産物が盛りだくさん



桃山町特産センター

役場

三船神社

国指定の重要文化財



味は絶品!!

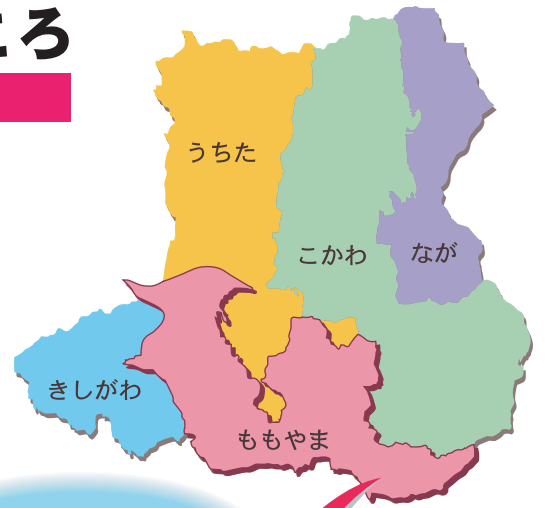
「あら川の桃」



もうできたかな。みんなで早く食べたい!!



細野溪流キャンプ場



[次回は貴志川町です]



合併協議会・小委員会開催のお知らせ

第7回 合併協議会

日時 平成16年9月30日(木) 午後1時30分から

場所 那賀町総合センター1階 大会議室

第6回 新市の事務所の位置等 検討小委員会

日時 平成16年9月22日(水) 午後1時30分から

場所 粉河ふるさとセンター2階 視聴覚室

第7回 新市建設計画策定 検討小委員会

日時 平成16年9月17日(金) 午後1時30分から

場所 打田町保健福祉センター3階 大会議室